

ご存知ですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
内 容	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。	知的障害または身体障害の状態等（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ●父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する父親や母親 (例) 離婚をして児童を養育しているひとり親 ●父と生計を同じくせずかつ母が監護しない児童を監護する養育者 (例) 両親が死別して児童を養育する祖父母の方、未婚の母など ※児童が18歳に達する日の属する年度まで支給	障害児の父もしくは母が障害児を監護するとき、又は父母以外の者が障害児を養育するときに、支給されます。 ※障害児童が20歳に達する日の属する月末まで支給 ただし、児童福祉施設等に入所している児童、障害を理由として公的年金を受給できるときは、対象となりません。
支給額（月額）	<ul style="list-style-type: none"> ●児童1人の場合 全額支給・・・41,550円 一部支給・・・41,540～9,810円 ●児童2人以上の加算額 2人目・・・5,000円 3人目以降・・・3,000円 ※（受給者の前年の所得により減額又は停止の場合もあります）	児童1人当たり「50,550円」又は「33,670円」（障害の程度により異なります） ※（受給者の前年の所得により停止の場合もあります。）
支払時期	原則毎年4月8月12月にそれぞれの前月分までが支払われます。	原則毎年4月8月11月にそれぞれの前月分までが支払われます
支給を受けるには？	支給を受けようとする方は、役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当額の認定を受けます。	支給を受けようとする方は、役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当額の認定を受けます。

【児童扶養手当】

※手当の申請をした後に、状況が変わった場合は、14日以内に届出が必要です。資格がなくなった時等は、届出が遅れると過払い分の手当を返還していただくこともありますので、必ずご連絡下さい。

- 養育している児童の人数が変わったとき
- 住所、氏名、支払金融機関が変わったとき
- 婚姻（事実婚を含む）などで資格がなくなったとき



■問い合わせ先／本庁町民児童課 児童福祉係 ■0137-84-5111

瀬棚総合支所 地域町民課 福祉係 ■0137-87-3311 / 大成総合支所 地域町民課 戸籍年金係 ■01398-4-5511

せたな町都市計画マスタープランを策定しました！

せたな町では、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき「せたな町都市計画マスタープラン」を策定しました。

都市計画マスタープランは、20年後の望ましい将来像を定める都市計画の基本的な方針です。これまで学識経験者や町民代表者によるせたな町都市計画審議会（マスタープラン策定審議会）で検討を重ね、皆さんからの意見、提案をいただきながら計画づくりを進めてきました。このたび計画がまとまりましたので、皆さんにお知らせします。

計画の内容については、建設水道課 土木係までお問い合わせください。

■せたな町都市計画マスタープランの縦覧について■

【縦覧場所】 本庁 建設水道課 土木係 ■0137-84-5111



■江差に着任して、ちょうど2年が過ぎました。今年は流水でも見に行きたいなあ…と思っていたのですが、なかなかまとまった休みも取れず、実現できそうにありません。

■さて、私が講演などをすると、決まって質問されるのが、「弁護士の報酬って高いんじゃないですか？」という質問です。確かに、一般の方にとって決して安いものではありませんが、この点について、法テラスでは、少しでも皆さんに弁護士を使ってもらえるよう、いろいろな工夫をしています。

■これまで、報酬を気にして弁護士に相談や依頼をすることができなかった方々に対して、法的サービスを提供するというの
は、法テラスの設立目的の大きな柱の一つです。そして、これを実現するための制度として、民事法律扶助制度(みんじほうりつふじょせいど)があります。これは、収入が一定の基準以下の場合に、無料で法律相談を行ったり、比較的安価な弁護士報酬で依頼を受けたり、報酬を分割で支払えるようにしたりする制度で、法テラス江差でも、これまでたくさんの方々が、この制度を使って問題を解決してこられました。

■電話による相談は原則として受け付けていませんが、この制度が使えるかどうかといった手続的なことであれば、電話でもお答えいたします。まずはお気軽にお電話ください。

予約制

法テラス江差法律事務所 ☎050-3383-5563 (弁護士／中野・北館)

予備自衛官補募集案内

予備自衛官補とは、普段は社会人や学生であっても、いざという時に自衛官として社会に貢献できる制度です

対象	受付	試験日	身分
一般：18歳以上34歳未満の者 技能：18歳以上で指定の国家資格等保有者（資格により53～55歳未満）	4月4日(水)まで	4月13日(金)～16日(月)のいずれか1日	非常勤の特別職国家公務員

❖問い合わせ先／自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所☎0137-82-0258❖

釣り人の事故防止について！

- ❖冬期間は、急な高波や磯波が発生しやすいことから、安全のためライフジャケットを着用し事故防止に努めましょう。
- ❖冬期間は、気象が急変する可能性があるため最新の気象情報を入手し、気象が荒れることが予想される場合は、岩場や防波堤に近づくのは避けましょう。
- ❖夜間釣りをする場合は、照明器具を使用するなどして安全確保に努めましょう。
- ❖港の岸壁上は凍結して滑りやすくなるので、海中へ転落しないよう注意しましょう。
- ❖行き先が分かっている場合は、家族や友人に行き先を伝えるとともに、単独行動を避け仲間や付近に人がいる場所で釣りをしましょう。



自己救命策 3つの基本

- ❶ ライフジャケットの常時着用
- ❷ 連絡手段の確保
- ❸ 海のもしもは118番

❖ 瀬棚海上保安署 ☎0137-87-3999❖